

府中市リサイクルプラザ整備基本構想

令和3年1月

府 中 市

【目次】

はじめに.....	- 1 -
第1節 施設概要.....	- 2 -
第2節 本施設の課題.....	- 3 -
1 施設機能面.....	- 3 -
2 社会情勢面.....	- 4 -
3 危機管理面.....	- 5 -
第3節 施設規模.....	- 6 -
第4節 廃棄物処理体制の方向性検討.....	- 7 -
1 廃棄物処理法の取扱い.....	- 7 -
2 都市計画法の取扱い.....	- 7 -
3 水害ハザードマップの位置付け.....	- 8 -
4 廃棄物処理体制の比較検討.....	- 8 -
第5節 施設整備方針.....	- 10 -
1 選別棟、資源棟.....	- 10 -
2 管理棟.....	- 11 -
3 更新計画検討.....	- 11 -
第6節 財源計画.....	- 14 -
1 交付金制度.....	- 14 -
2 概算事業費.....	- 16 -
第7節 業務スケジュール.....	- 17 -
1 事業手法.....	- 17 -
2 業務スケジュール案.....	- 18 -
3 今後の課題.....	- 18 -

はじめに

府中市（以下「本市」といいます。）で排出された一般廃棄物のうち、燃やすごみは、稲城市、狛江市、国立市及び本市で構成される一部事務組合「多摩川衛生組合」のクリーンセンター多摩川で焼却処理し、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、びん、かん、容器包装プラスチック、ペットボトルは、府中市リサイクルプラザ（以下「本施設」といいます。）で中間処理しています。古紙類・古布類は民間処理業者で選別・保管され、製紙工場等で再生処理されています。

本施設は、平成7年3月に選別棟がしゅん工し、稼働開始から25年が経過しています。その間、ごみの減量化と資源リサイクルの推進を図るとともに、施設の点検・整備を行うなど適正管理に努めていますが、廃棄物処理施設の稼働期間が20年程度といわれる中で老朽化が進み、新たな施設整備に向けて具体的な検討を進める時期にきています。

また、選別棟以外にも管理棟、資源棟、計量棟、保管棟、除害施設などがあり、どの施設もしゅん工から20年前後が経過するなど老朽化が進んでいることから、不燃ごみ処理の中心的役割を担う選別棟を含め、全ての施設について、更新や統廃合など、将来の施設整備に向けた検討を行う必要があります。

以上のことから、府中市リサイクルプラザ整備基本構想では、将来にわたり安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の確保や廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減を図るため、各施設の整備に向けた基本的な方針を定めることを目的とします。

第1節 施設概要

本市では、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、びん、かん、容器包装プラスチック、ペットボトルを本施設で中間処理しています。

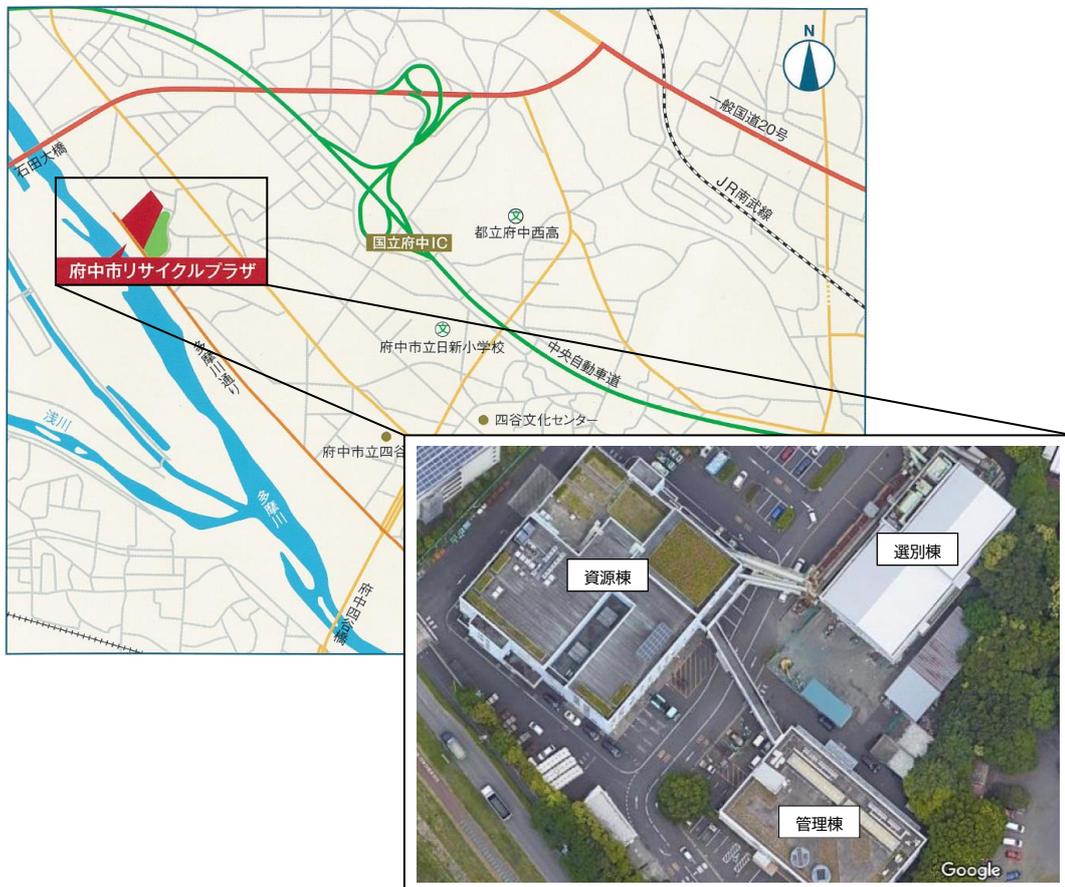
本施設の処理は、選別棟、管理棟、資源棟で分かれており、選別棟の処理ラインは、燃やさないごみと容器包装プラスチックで構成されます。

本施設の概要は、次のとおりです。

<本施設の概要>

項目	選別棟	管理棟	資源棟
所在地	東京都府中市四谷6丁目58番地		
敷地面積	20,542.66㎡		
処理能力	60t/日	4.6t/日	49.5t/日
処理対象物	不燃ごみ (プラスチック等を含む)※	ペットボトル	布団処理ライン 0.3 t/日 粗大・不燃ごみ処理ライン 17.7 t/日 その他プラスチック製 容器包装処理ライン 13.1 t/日 びん処理ライン 9.2 t/日 缶等金属処理ライン 9.2 t/日
しゅん工	平成7年3月	平成9年3月	平成18年3月

※：しゅん工当時の処理対象物となっています。



<施設位置図・施設配置図>

第2節 本施設の課題

本施設では、選別棟しゅん工後に「容器包装リサイクル法」等の関係法令の制定によって分別基準が見直され、分別収集対象品目の拡大により、建設当初に想定していなかった品目の搬入、処理、選別、貯留に対応するために資源棟を建設しています。

そのため、現状の処理システムで運営していく上で、大きく分けて施設機能面、社会情勢面、危機管理面の三つに課題を有していることから、将来の施設整備に向けた検討を行う必要性が高まっています。

具体的な課題は、次のとおりです。

1 施設機能面

(1) 施設機能の分散による非効率化

本施設では、燃やさないごみ及び容器包装プラスチックの処理は、選別棟と資源棟の両方の施設を用いています。

燃やさないごみについては、選別棟で手選別、磁選機による機械選別を行い、選別残さを資源棟へ搬送した後に、破碎機による破碎、磁選機及びアルミ選別機による機械選別を実施しています。

容器包装プラスチックについては、基本的には資源棟で処理していますが、搬入量が増加した際には、選別棟でも処理して圧縮梱包しています。

そのため、施設機能の分散による非効率化が生じており、処理能力に対して必要となるスペース以上のスペースを要しているとともに、容器包装プラスチックの棟別の処理量が把握できない状況になっています。

(2) 選別棟の老朽化

選別棟は平成7年3月にしゅん工してから、随時点検や補修を実施することで、故障発生による施設や設備の緊急停止が起らないように対応していますが、稼働後25年が経過していることから、施設や設備の経年劣化などによる老朽化が進んでいるとともに、アルミ選別機が機能していないことで、手選別作業によって仕分けしている品目が増加し、作業員における負担が増加しています。

(3) 屋外コンベヤの老朽化

選別棟から発生した残さは、コンベヤを用いることで資源棟へ搬送しています。しかし、屋外に設置されていることから、設備や架台などの発錆による劣化が顕著であることに加え、定期的な点検や補修が実施できていない状況です。

(4) 貯留スペースの不足

本施設では、受入ヤードや貯留ヤードが十分に確保されていないことから、機器の故障やメンテナンスなどが発生した場合の対応が困難となっています。

また、一部の搬出品を屋外で貯留していることから、雨風にさらされる状況であり、敷地境界の臭気指数規制基準を超過する要因となっています。

2 社会情勢面

(1) リサイクル関係法令の変遷

近年の全国的な動向として、天然資源の消費抑制がより強く求められていること、循環型社会形成推進基本法における優先順位がリサイクルよりも高い2R（リデュース、リユース）の取組が遅れていることのほか、廃棄物等から有用資源を回収する仕組みが十分に整備されていないことから、今後もリサイクル関係法令は変化する可能性が高く、制度変更に対する対応方法について検討する必要があります。

本年度は、令和元年5月31日に策定された「プラスチック資源循環戦略」に対する環境整備の具体化について、中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会、プラスチック資源循環戦略ワーキンググループの合同会議で、今後のプラスチック資源循環施策の在り方を検討している段階であり、市町村による分別回収については、次の施策が検討されています。

- ・ 容器包装と製品を容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルできるよう措置
- ・ プロセス全体でコストが低減し、リサイクルに支障がない場合には、選別工程を一体的に運用が行えるよう合理化のための措置
- ・ 分別努力に応じた市町村に対するインセンティブ等を通じて、分別収集体制を全国的に整備

また、今後、長寿社会の進展による、廃棄物の排出形態の変化への対応が必要になることが想定されます。

(2) 廃棄物処理事業に対する連携

多摩川衛生組合は、稲城市、狛江市、国立市及び本市で構成されており、クリーンセンター多摩川のごみ焼却処理施設では、4市のごみを焼却処理している一方、不燃・粗大ごみ処理施設では、稲城市及び狛江市のごみを処理しています。

そのため、粗大ごみとして分別される条件が、稲城市及び狛江市では「一辺の長さが50センチメートル以上」である一方、本市では「一辺の長さが40センチメートル以上」となっているなど、一部のごみ分別区分が異なっています。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書に基づき、相互支援協力の必要な事態が発生した場合の広域な処理を円滑に実施する上でも、ごみ分別区分の統一化は重要であることから、継続的かつ長期的な検討が必要です。

3 危機管理面

本施設は、府中市水害ハザードマップの中で、台風や大雨によって引き起こされる多摩川の氾濫により0.5メートル以上3.0メートル未満の浸水深が想定されていることに加えて、「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」及び「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）」に指定されていることから、危険度Aに分類され、浸水前に避難を完了することが原則である区域となります。

また、管理棟や資源棟などは杭基礎で施工されている一方、選別棟は直接基礎で施工されていることから、河岸の侵食による倒壊や流出などの危険性が特に高くなっています。

<危険度ごとの避難行動指針>

避難行動指針	危険度 A	洪水時には大変危険な状況になることが想定されます。浸水前に避難を完了！	浸水前に ○立ち退き避難 ×屋内安全確保	浸水後は ×立ち退き避難 ×屋内安全確保
	危険度 B	浸水が半日、またはそれ以上続くことが想定されます。日頃から十分な備えを！	浸水前に ○立ち退き避難 ⚠屋内安全確保	浸水後は ×立ち退き避難 ⚠屋内安全確保
	危険度 C	浸水時の避難は危険です。日頃の備えを！	浸水前に ○立ち退き避難 ○屋内安全確保	浸水後は ×立ち退き避難 ⚠屋内安全確保
	危険度 D	想定では浸水していませんが、想定をはるかに超える事象が発生した場合には浸水が生じることもあり得ます。洪水への対応を考えて備えておくことが大切です。		

府中市水害ハザードマップより引用

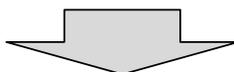
第3節 施設規模

施設規模の算出方法は、次のとおりです。

ごみ量の予測

以下の流れでごみ量の予測を行いました。

- ① 人口、ごみ量実績値から1人1日当たり排出量（原単位）の算出
- ② 原単位の傾向から将来推計原単位の算出
- ③ 将来推計人口から将来ごみ量の算出



計画処理量の算出

燃やさないごみ	: 3,348.8 t/年
粗大ごみ	: 2,336.8 t/年
容器包装プラスチック	: 3,713.3 t/年
びん	: 1,776.6 t/年
かん	: 638.9 t/年
ペットボトル	: 851.1 t/年
ふとん	: 142.9 t/年



施設規模の算定式

$$\text{施設規模 (t/日)} = \text{計画日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率} \\ \times \text{月最大変動係数} \times \text{災害廃棄物補正率}$$

- ・ 計画日平均処理量 (t/日) = 計画処理量 (t/年) ÷ 365日
- ・ 実稼働率 = 年間実稼働日数 (日) ÷ 365日



施設規模の算出

燃やさないごみ	: 18.3 t/日	
粗大ごみ	: 11.5 t/日	
容器包装プラスチック	: 16.3 t/日	
びん	: 8.5 t/日	
かん	: 2.9 t/日	
ペットボトル	: 4.2 t/日	
ふとん	: 0.8 t/日	計 62.5 t/日

第4節 廃棄物処理体制の方向性検討

今後の本市全体の廃棄物処理体制の方向性を検討する上で、廃棄物処理施設は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）と都市計画法で定められている特徴を有しています。また、廃棄物処理施設を含めた公共施設では、防災拠点施設としての役割が求められていることから、それぞれの特徴を踏まえて検討する必要があります。

1 廃棄物処理法の取扱い

一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法第6条の2第2項「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」において、市町村の処理責任が規定されています。また、自区域内処理の原則もあり、一般的には市町村（一部事務組合を含む）が、自らの区域内において施設を整備し、処理を実施していく必要があります。

なお、処理を民間委託することも法的に問題はなく、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（委託基準）に準じて委託することになります。ただし、民間委託を行う場合であっても、処理責任は市町村にあり、委託先である受託者において適正処理の確保がなされない場合、その責任は市町村が講じなければならないとされていることに留意する必要があります（平成26年10月8日：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）。

また、民間委託の場合は、委託先の経営状況やその他の要因（事業の撤退や倒産のリスク）によって、確実な事業継続性は担保されていないことも勘案する必要があります。

2 都市計画法の取扱い

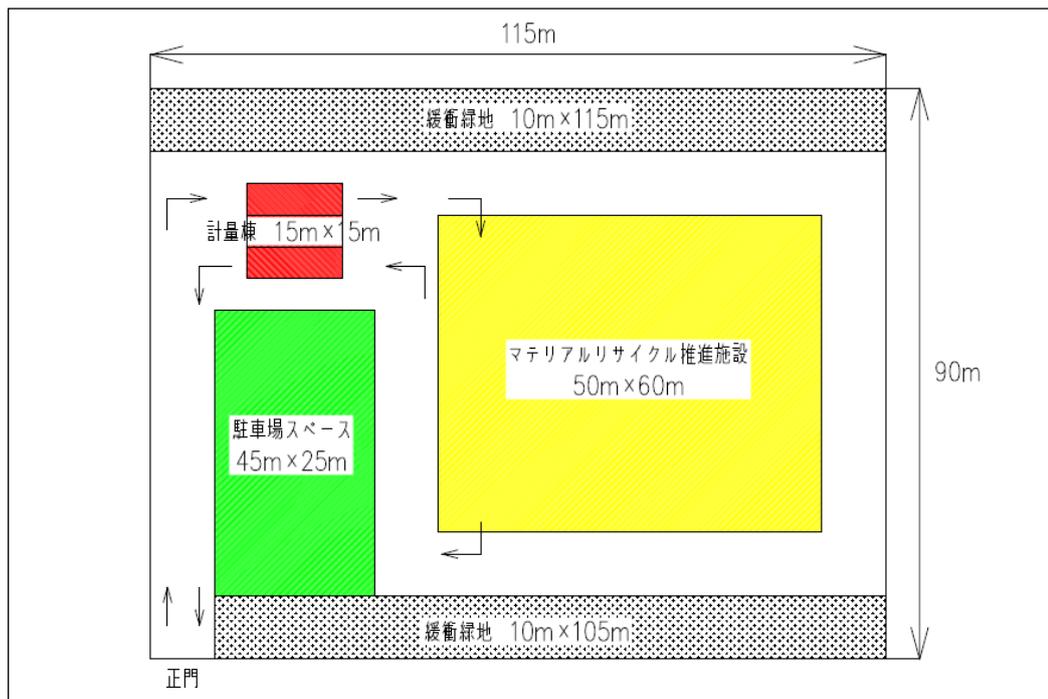
現在の本施設が有している用地は、用途地域が準工業地域に区分されており、廃棄物処理施設として都市計画決定されています。

都市計画では、将来のまちづくりを勘案して、都市の骨組みを形作っている都市施設の位置、規模、構造等を定め、計画的に整備されていることに加え、都市計画運用指針の中で、廃棄物処理施設は、恒久的かつ広域的な処理を行うものに対して都市計画決定することが望ましいことが記載されており、その手続の中で、他の都市計画との計画調整や関係者間の合意決定を図っていることから、変更の見直しは慎重に行わなければなりません。

また、新たな建設候補地を抽出し、関係者間や地元住民の合意決定を滞りなく行った後に、新施設がしゅん工するまでに約10年を要することが他自治体事例等では明らかになっています。

建設候補地の必要敷地面積については、本施設の施設機能を十分に実施するには、次頁に示すとおり、処理施設：約3,000㎡（50m×60m）、計量棟：約

225㎡(15m×15m)、駐車場スペース:約1,125㎡(45m×25m)、緩衝緑地:約2,200㎡(10m×115m+10m×105m)を含めた上で搬出入動線を勘案すると、約10,000㎡必要になるとともに、恒久的に処理を実施するためには、施設の隣接地に新施設を建設するための敷地が必要になることから、2倍の約20,000㎡を確保する必要があるため、市内で新たに約20,000㎡を確保し、近隣の住民に同意を得ることの難易性を勘案する必要があります。



＜マテリアルリサイクル推進施設の概略配置イメージ図＞

3 水害ハザードマップの位置付け

本市の水害に関する特徴は、市城南側を流れる多摩川沿いが、広範囲に浸水想定区域となっていることであり、本施設は、府中市水害ハザードマップの中で、台風や大雨によって引き起こされる多摩川の氾濫により0.5メートル以上3.0メートル未満の浸水深が想定されていることに加えて、「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)」及び「家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)」に指定されています。

4 廃棄物処理体制の比較検討

以上の内容を踏まえて、「現敷地内で更新する案」、「新しい用地で更新する案」及び「恒久的に外部委託処理する案」の3案について比較検討すると、次頁に示すとおりであり、本市にとって最も望ましい廃棄物処理体制の方向性は、「現敷地内で更新する案」となります。

ただし、水害対策として、浸水対策、水害時の復旧対策、代替処理施設の確保などを検討する必要があります。

＜廃棄物処理体制の方向性に関する比較検討＞

【凡例】◎：優、○：良、△：難あり（評価は、3案の相対的な比較によるものである。）

評価項目	案1 現敷地内に更新する案	評価	案2 新しい用地で更新する案	評価	案3 恒久的に外部委託処理する案	評価
法律上の位置付け	廃棄物処理法の自区域内原則を遵守	◎	廃棄物処理法の自区域内原則を遵守	◎	廃棄物処理法の委託基準に準じて委託するため、処理責任は市町村になる	△
周辺合意形成	継続事業であり合意形成が得られやすい	◎	近隣住民に同意を得るのに時間を要する可能性がある	△	外部委託処理先が市外である場合には、受先の自治体への事前協議手続きが必要となる	○
事業の実行性	現行と同様の処理が可能	◎	現行と同様の処理が可能であるが、恒久的に処理を実施するためには約2ha程度必要であり、事業難易度は高い	△	受入基準との適合、収集運搬台数増加に伴うドライバーの確保、保管積替の有無等、検討すべき課題が多い	△
事業の安定性	工事期間中にも安定して処理を継続する必要がある	○	工事期間中にも安定して処理が可能	◎	民間委託であり、事業の継続性が不確定	△
現行施策との整合	現行と同様の処理を行うことで最終処分量ゼロの継続が可能	◎	現行と同様の処理を行うことで最終処分量ゼロの継続が可能	◎	民間委託先のルートによっては、最終処分が発生	△
災害対応	浸水想定区域であることから、対応策を講じる必要がある	○	候補地選定結果によっては、浸水想定区域等でない用地となる可能性がある	◎	搬出先との交通網の遮断等で受入先の変更が生じる可能性がある	△

第5節 施設整備方針

1 選別棟、資源棟

廃棄物処理施設は、構成する設備・機器が高温・多湿や腐食等の悪条件の中で運転されていることから、性能低下や摩耗の進行が速く、耐用年数は他の都市施設と比べて短く、一般的には約20年となっています。

本施設の敷地面積は20,542.66㎡であり、上記で示した恒久的に処理を実施するために必要な敷地面積(約20,000㎡)を満たしていることから、工事期間中においても、現敷地内でごみ処理を継続しながら選別棟及び資源棟を更新するローリング計画により実施することとします。

なお、選別棟と資源棟の更新計画として、「合棟案」と「別棟案」を比較検討すると、次のとおりであることから、合棟案を前提として検討し、配置計画上不可能であると判断される場合は、別棟案を検討することとします。

<更新計画の方向性に関する比較検討>

【凡例】○：相対的に優れている、△：相対的に劣っている

評価項目	合棟案	評価	別棟案	評価
施設機能の効率性	一つの施設に集約されることから、別棟に比べると施設機能の効率性は良い	○	現状と同様に一部の処理品目で施設機能が分散し、屋外コンベヤなどの施設間移動が必要となる	△
施設管理性	1棟であることから、別棟に比べると施設管理性は良い	○	2棟の管理となるため、施設間移動が必要となる	△
更新工事の容易性	選別棟、資源棟の機能を有した施設を一度に施工するため、一回の工事に必要となる敷地面積が別棟に比べると多くなる	△	選別棟、資源棟の機能を有した施設を分離して施工することが可能であるため、一回の工事に必要となる敷地面積が合棟に比べると少なくなる	○
建設費	別棟に比べて建築部材、電気設備、配管及び施工に係る費用が圧縮されるため、別棟に比べると建設費は安価となる	○	合棟に比べて部材費、施工費が増加傾向にあるため、建設費は高価になる傾向がある	△
維持管理費	別棟に比べて建築面積が少ないことや、照明・空調などの供用により、用役費は安価となる傾向にある また、将来的に建築物の大規模補修を行う場合には、壁面積や屋根面積が少ない合棟の方が、補修費も安価になる	○	合棟に比べて建築面積が多いことから、用役費や補修費は増加する傾向にある	△
将来的な更新計画	将来的な更新計画の際にも、施設と駐車場の位置を入れ替えることでローリング計画による更新が可能となる	○	別棟の配置によっては、将来的な更新計画の際にローリング計画による更新が困難となる可能性がある	△

2 管理棟

管理棟は、構成する設備・機器が高温・多湿や腐食等の悪条件の中で運転されている廃棄物処理施設とは異なり、庁舎や事務所などと同等の環境下であることから、耐用年数も廃棄物処理施設より長くなります。

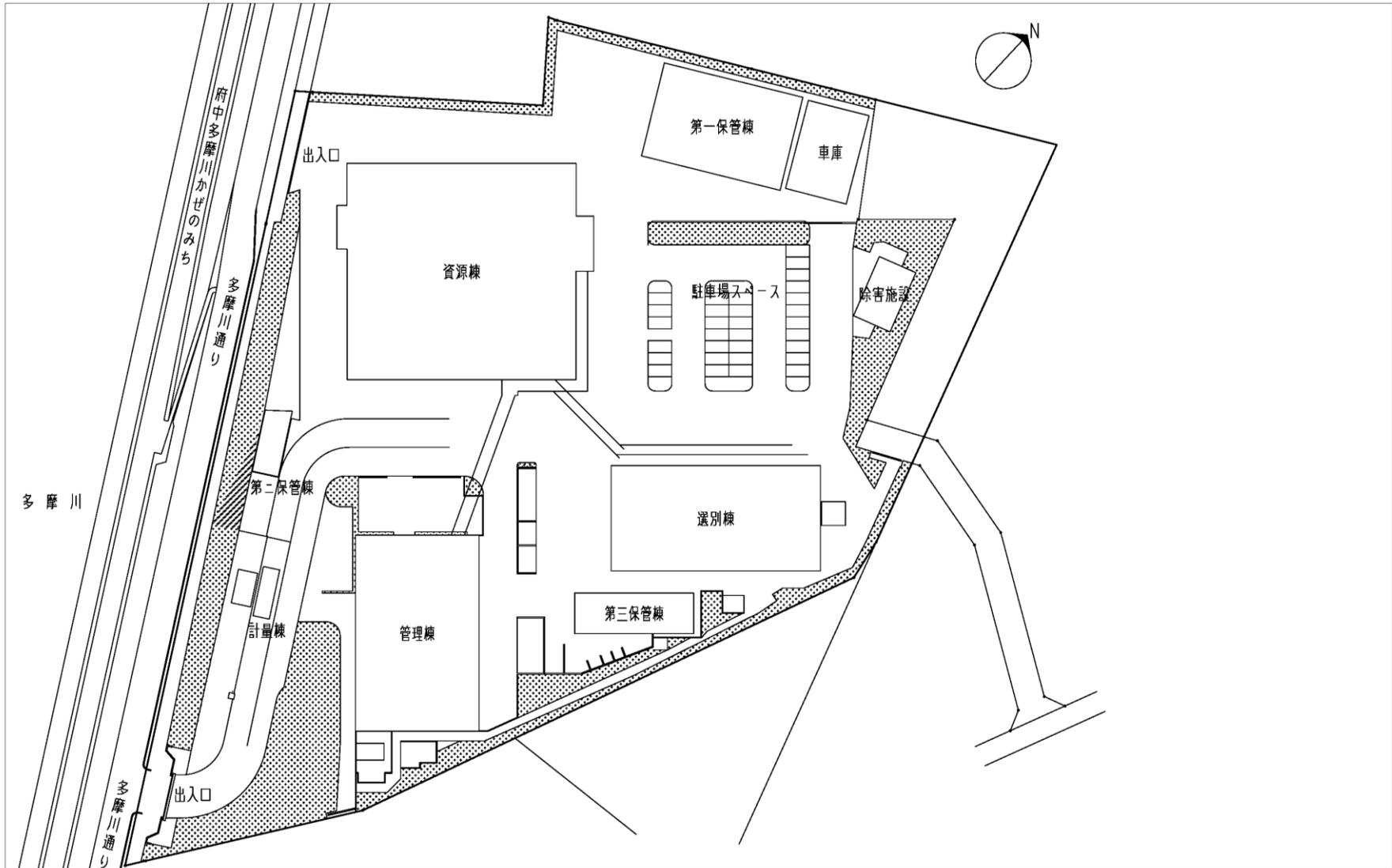
「建築物の耐久計画に関する考え方」（一般社団法人 日本建築学会）において、建築物の構造種別や用途に応じて目標耐用年数が設定されており、S造（普通品質）の目標耐用年数は平均65年であることから、管理棟の目標耐用年数は65年程度とし、新施設が更新する時期に合わせて更新することを計画します。

3 更新計画検討

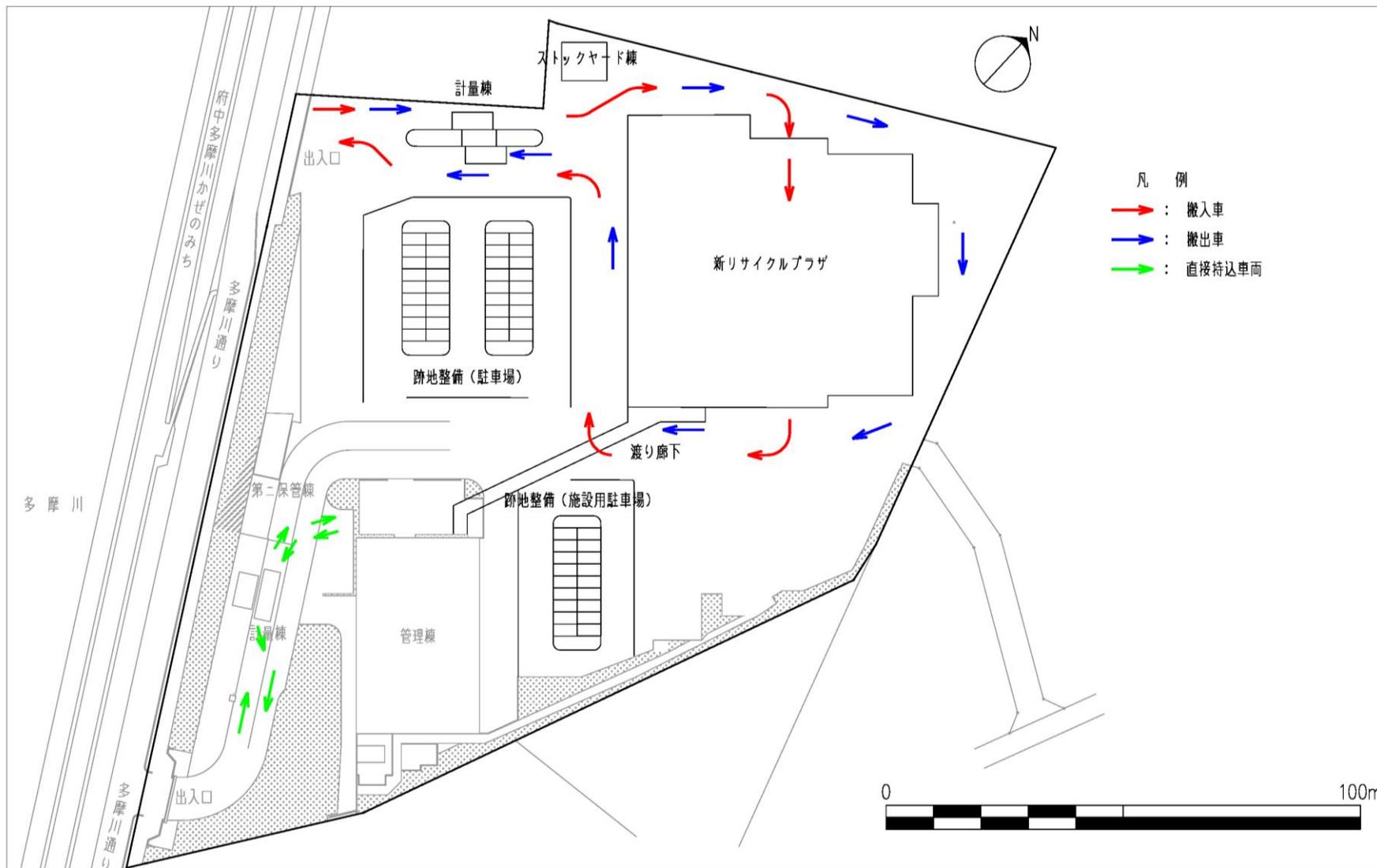
本施設の更新計画をローリング計画により実施する上で想定される工事方法は、先行工事として除害施設、第一保管棟及び車庫等を解体し、新施設の建設・稼働後に選別棟及び資源棟を解体撤去することで、工事期間中のごみ処理も継続する計画とします。

また、現況の全体配置図及び工事完了後の全体配置図（案）は、次頁に示すとおりであり、合棟にすることで、将来的にも施設と駐車場の位置を入れ替えることでローリング計画による更新が可能となります。

なお、粗大ごみの一般持込みに対する料金支払も、品目制から重量制に変更する計画とします。



<現況配置図>



<全体配置図(案)>

第6節 財源計画

1 交付金制度

施設整備に当たっては、財政負担の軽減を図るため、環境省所管の循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金制度」といいます。）を活用します。

交付金制度は、平成17年度より廃棄物の3Rを総合的に推進するため、自治体の自主性と創意工夫をいかながら広域的かつ総合的に廃棄物処理施設等の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的として創設された制度であり、本事業は「マテリアルリサイクル推進施設」に該当します。

「マテリアルリサイクル推進施設」の適用範囲は、次頁に示すとおりであり、その交付率は対象事業費の3分の1となります。

また、施設整備に関する計画支援に係る事業についても交付対象事業であり、本事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うものが該当します。

＜交付対象となる設備等の範囲＞

マテリアルリサイクル推進施設の交付対象範囲

- I. 次に掲げるものであること。
1. 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
 2. 破碎・破袋設備
 3. 圧縮設備
 4. 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
 5. 中古品・不用品の再生を行うための設備
 6. 再生利用に必要な保管のための設備
 7. 再生利用に必要な展示、交換のための設備
 8. 分別収集回収拠点の整備
 9. 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
 10. その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
 11. 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
 12. 燃焼ガス冷却設備
 13. 排ガス処理設備
 14. 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
 15. 通風設備
 16. スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）
 17. 搬出設備
 18. 排水処理設備
 19. 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
 20. 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
 21. 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
 22. 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
 23. 前各号の設備の設置に必要な建築物
 24. 管理棟
 25. 構内道路
 26. 構内排水設備
 27. 搬入車両に係る洗車設備
 28. 構内照明設備
 29. 門、囲障
 30. 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
 31. 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
 32. 前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
- II. Iの8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

出典：循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（環境省）

2 概算事業費

本事業の概算事業費（工事費及び事務費（施工監理費））及び財源計画は、次のとおりです。

なお、概算事業費については、継続的な東日本大震災の復興需要に加え、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響などに伴い、今後も労務単価や建築資材の高騰に加え、人員不足などの発生も懸念されることから、今後の事業実施において予定価格を設定する際には、直近の物価や各種単価などの上昇率を踏まえた適切な事業費の算定を行う必要があります。

<年度別概算事業費>

(単位：千円)

事業期間	交付対象内事業費	交付対象外事業費	総事業費	備考
事業1年目	550	172,150	172,700	実施設計 先行解体工事
事業2年目	2,359,170	19,470	2,378,640	建設工事
事業3年目	6,200,920	101,640	6,302,560	建設工事
事業4年目	3,410	862,840	866,250	新施設稼働開始 資源棟解体工事
事業5年目	220,253	861,597	1,081,850	計量棟増設工事 選別棟解体工事
計	8,784,303	2,017,697	10,802,000	

<年度別財源計画>

(単位：千円)

項目	事業1年目	事業2年目	事業3年目	事業4年目	事業5年目	計
総事業費	172,700	2,378,640	6,302,560	866,250	1,081,850	10,802,000
交付金対象事業費	550	2,359,170	6,200,920	3,410	220,253	8,784,303
交付金<1/3>	183	786,390	2,066,973	1,136	73,417	2,928,099
起債対象事業費	367	1,572,780	4,133,947	2,274	146,836	5,856,204
一般廃棄物処理事業債<90%>	300	1,415,500	3,720,500	2,000	132,100	5,270,400
通常債<75%>	200	1,179,500	3,100,400	1,700	110,100	4,391,900
財源対策債<15%>	100	236,000	620,100	300	22,000	878,500
一般財源<10%>	67	157,280	413,447	274	14,736	585,804
交付金対象外事業費	172,150	19,470	101,640	862,840	861,597	2,017,697
起債対象事業費	172,150	19,470	101,640	862,840	861,597	2,017,697
一般廃棄物処理事業債	154,900	17,500	91,400	776,500	775,400	1,815,700
通常債<75%>	154,900	17,500	91,400	776,500	775,400	1,815,700
一般財源<25%>	17,250	1,970	10,240	86,340	86,197	201,997

※起債、一般財源の内訳は想定とします。

<年度別財源計画総括>

(単位：千円)

財源区分	事業1年目	事業2年目	事業3年目	事業4年目	事業5年目	計
循環型社会形成推進交付金	183	786,390	2,066,973	1,136	73,417	2,928,099
一般廃棄物処理事業債	155,200	1,433,000	3,811,900	778,500	907,500	7,086,100
一般財源	17,317	159,250	423,687	86,614	100,933	787,801

※起債、一般財源の内訳は想定とします。

第7節 業務スケジュール

1 事業手法

(1) 事業手法の種類

事業手法は、事業の実施主体や役割分担の違い等により、公設公営方式（直営方式）のほか、民営方式として公設公営方式（単年度委託方式）、公設の後に運營業務を長期委託する長期包括運営委託方式、公設民営方式（DBO方式）及び民設民営方式（PFI方式）があります。

これらの事業手法における公共と民間事業者の役割は、次のとおりです。

<事業手法の種類>

項目	公設公営 (直営)	公設+単年度委託	公設+長期包括 運営委託	公設民営 (DBO)	民設民営 (PFI)
計画立案	公共	公共	公共	公共	公共
資金調達	公共	公共	公共	公共	民間
設計・建設	公共	公共	公共	公共 民間	民間
施設運営	公共	公共 民間	民間	民間	民間
モニタリング	—	—	公共	公共	公共 民間
施設の所有(1)	公共	公共	公共	公共	民間
施設の所有(2)	公共	公共	公共	公共	公共 民間
施設の所有(3)	公共	公共	公共	公共	公共 民間
民間の関与	小 ←—————→ 大				
施設の所有(1)：建設時 施設の所有(2)：施設の運営期間中 施設の所有(3)：施設の運営終了後					

(2) 事業手法の検討

事業手法は、民間事業者の参入意欲の確認、期待される経費削減効果の定量的評価などを含む導入可能性調査を実施した上で決定していきます。

2 業務スケジュール案

総合評価一般競争入札方式で本事業を実施した場合の業務スケジュール案は、次のとおりです。

<業務スケジュール案（総合評価）>

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本構想	■								
地域計画	■								
基本計画		■							
PFI等導入可能性調査		■							
基本設計			■						
生活環境影響調査			■						
各種調査 (測量・地質・土壌等)			■						
事業者選定				■					
建設工事（実施設計・工事）									
設計・施工監理									

※：建設工事（実施設計・工事）については、プラントメーカーで対応

3 今後の課題

(1) プラスチック資源循環戦略の動向

「第2節 2 (1) リサイクル関係法令の変遷」で示したとおり、本年度は、「プラスチック資源循環戦略」に対する環境整備の具体化として、市町村による分別回収については、次の施策が検討されていることから、今後の動向に注視する必要があります。

- ・容器包装と製品を容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルできるよう措置
- ・プロセス全体でコストが低減し、リサイクルに支障がない場合には、選別工程を一体的に運用が行えるよう合理化のための措置
- ・分別努力に応じた市町村に対するインセンティブ等を通じて、分別収集体制を全国的に整備

(2) 収集方法の検討

「第2節 2 (2) 廃棄物処理事業に対する連携」で示したとおり、多摩川衛生組合の構成市である稲城市、狛江市、国立市及び本市の中で、粗大ごみとして分別される条件が、稲城市及び狛江市では「一辺の長さが50センチメートル以上」である一方、本市では「一辺の長さが40センチメートル以上」となっているなど、一部のごみ分別区分が異なっていることから、ごみ分別区分の統一化について継続的で長期的な検討が必要です。

(3) 水害対策の検討

「第4節 3 水害ハザードマップの位置付け」で示したとおり、現敷地内で更新する場合、府中市水害ハザードマップの中で、台風や大雨によって引き起こされる多摩川の氾濫により0.5メートル以上3.0メートル未満の浸水深が想定されていることに加えて、「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」及び「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）」に指定されていることから、水害対策として、浸水対策、水害時の復旧対策、代替処理施設の確保などを検討する必要があります。

(4) 更新計画条件

「第5節 3 更新計画検討」で示した工事方法で更新計画を実施する場合、現時点では次の内容が条件として必要となることから、整備計画を確定する段階まで、更新計画の見直しを行っていきます。

- ・搬入時の貯留容量について、燃やさないごみ、びん、かんの3品目はヤード方式で確保できる貯留容量が2日未満であること。
- ・ペットボトル穴開け機は設置せず、キャップが付いているものは手選別ラインでの除去とすること。
- ・コンテナ洗浄装置が未設置であること。
- ・蛍光管破砕機、カセットポンプ、ライターなどの処理設備が未設置であること。